

警察庁「不正改造の絶無」で要請

ホール5団体の自浄努力を

健全化推進機構は「立入検査」へ

警察庁は5月15日、ホール関係5団体に対し、「遊技機の不正改造の絶無に向けた更なる取組につ

いて」と題する要請文を発し、くぎ曲げによる不正改造の絶無に向けた取組への賛同と、それに関する一般社団法人遊技産業健全化推進機構の立入検査活動への理解と協力を要請した。また、メーカー団体の日工組、日電協にも今後協力を求める可能性があるため、同要請文が参考送付された。

あり、今回の要請はその一環であるとみられる。

通報は6か月猶予

同庁は健全化推進機構に対して4月28日、立入検査において、くぎの変更を不正改造と捉え、くぎのチェックを検査内容として加えるよう要請し、それに対して機構は5月14日、要請に応ずる旨回答した。ただし同庁は、業界の自浄作用を促す意味で、機構の取り組みの開始から半年程度の期間は不正改造の疑いのある事案でも警察への通報は原則控えるよう要請した。くぎの検査開始の起点は6月1日からとされている。

機構はこの警察庁からの新たな要請に対応するため、立入検査要綱を改正し、新たに「遊技機性能調査」の規定を加えた上、具体的に行うために「遊技機性能調査実施規程」を新たに制定した。検査

の重点は、かねてから指摘されている両脇の一般入賞口及び中央入賞口としており、調査手法は、通常の立入検査とは別個に秘匿して行われる。

機構は5月20日各団体宛に文書で内容を示したほか、ホームページにも新しい規程とともに掲載した。また、調査の結果発表の予定はないが、自浄作用に必要であればその時点で検討したいとしている。

同庁は、ホール関係団体へは、機構の新たな立入検査への理解・協力、業界における自浄作用の取組について要請を行っていく。

日遊協、会員に「徹底」を要請

日遊協は5月19日、警察庁からの「遊技機の不正改造の絶無に向けた更なる取組について」の要請を会員に連絡した。連絡の中で日遊協は、健全化推進機構の新たな取組を理解するとともに、不正改造に対する業界の自浄作用を促すという警察庁からの要請の趣旨を理解して、遊技くぎを曲げる等の遊技機の不正改造がないよう、周知徹底を会員に要請した。

「不正改造絶無」の警察庁要請に応える協議を行った理事会



講話ですでに指摘

くぎ曲げ等の事案については、最近ではさる1月の全日遊連全国理事会での講話で小柳誠二同庁保安課長が、①遊技性能を変更する行為は風営法の趣旨を没却するもつとも悪質な行為 ②くぎの問題は業界内の広範囲で甘く考えられているのではないか——等と言及するなど、以前から厳しく指摘されてきたところだ

機構はこの警察庁からの新たな要請に対応するため、立入検査要綱を改正し、新たに「遊技機性能調査」の規定を加えた上、具体的に行うために「遊技機性能調査実施規程」を新たに制定した。検査

健全化推進機構が社員団体に要請

一般入賞口などのくぎを正しく

6月1日より性能検査を実施

一般社団法人遊技産業健全化推進機構（伏見勝代表理事）は5月20日、構成する14社員団体に、「遊技機性能調査の開始について（御協力をお願い）」と題する文書を発し、6月1日から新たに「遊技機性能調査」を開始すると告知した。

要旨は次の通り。「『ぱちんこ遊技機』の『遊技くぎ』を、営業者らが意図的に曲げるなどして変更を加え、検定や認定を受けた遊技機とは異なる遊技性能を創出している問題について、同種事案の発生に歯止めがかからない状況にある。

ホール関連社員団体に所属されている全国のぱちんこ営業所が、これらの問題に関する現状把握を早急になされるようお願いするとともに、早急な改善もお願いしたい。本問題解決に向けた取組みとして、機構検査部は、新たに『遊技機性能調査』を6月1日より開始する。この調査は、現在実施して

いる立入検査の『遊技機検査』や『計数機検査』とは違い、営業所側に告知等は一切行わずに実施する。な

お、『遊技機性能調査』と通常の立入検査の『遊技機検査』や『計数機検査』を同時に同一の営業所で実施することはない。

本問題への対応は、ぱちんこ営業所の経営に大きな影響を及ぼす可能性もあり、ホール関連団体におかれては、あらゆる方法で所属

する組合員、会員のぱちんこ営業所に必ずお知らせ頂くようお願いする。

あわせてぱちんこ遊技機メーカーにおかれては、今後、ぱちんこ営業所において本問題解決に向けた措置が取られると思われることから、そのサポートをお願いする」。

ホール関係5団体に対する警察庁文書

遊技機の不正改造の絶無に向けた更なる取組について（要請）

平素は、ぱちんこ営業の健全化に深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、遊技くぎを曲げるなどして検定や認定を受けた遊技機と異なる遊技性能を創出することについては、悪質な不正改造事案であるのは御承知のとおりですが、依然として同種事案の発生に歯止めがかからない状況にあります。

特に、現在ぱちんこ遊技機市場の大半を占めるデジパチについては、大当たり抽選が作動する中央始動口のみを入賞させるよう、両脇その他の一般入賞口に玉が入らない仕様に改造するくぎ曲げ行為が懸念される状況にあります。

貴団体におかれましては、遊技機の不正改造の絶無に向けた取組を業界を挙げて推進しているところであり、一般社団法人遊技産業健全化推進機構（以下「機構」という。）の立入検査活動についても御理解をいただいていると承知しております。

今般、上記の状況を改善すべく、当課から機構に対し、機構の立入検査において、遊技くぎに変更が加えられた疑いのある事案についても遊技機の不正改造の疑いのある事案と捉え、新たに遊技くぎをチェック内容の一つとして加えることの検討を要請しましたところ、機構から、新たに遊技機性能調査を実施する旨の回答をいただいております。

ついては、貴団体におかれても、不正改造の絶無に向けた取組の趣旨を踏まえ、新たな機構の取組に賛同していただくとともに、引き続き、機構の立入検査活動に御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、当課から機構に対し要請した趣旨としましては、遊技くぎに関する不正改造に対する業界の自浄作用を促すためであることから、機構の取組の開始から半年程度の期間においては、遊技くぎに関する不正改造の疑いがある場合の警察への通報を原則行わないようお願いしております。

ぱちんこ業界における不正改造の絶無に向けた取組を一層強力に推進していただきますよう御協力をお願いいたします。